

貸金業法が大きく変わります！

平成22年6月18日に改正法が施行され、

借入総額が「年収の3分の1」を超える場合、新規の借入れができなくなります。

○借入れの際、基本的に、**年収を証明する書類**が必要となります。

年収を証明する書類がないと、借りられなくなることがあります。

法律の詳しい内容は、金融庁ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.fsa.go.jp/>



借入れや返済のお悩みは、お早めに相談を！

一人で悩まずに、相談しましょう。

ご相談は **福島県消費生活センター（福島県消費生活課）** まで
024-521-0999（相談専用ダイヤル）

〔多重債務無料法律相談を実施しています。〕

県では、県内の多重債務者を対象に法律の専門家（弁護士、司法書士）による多重債務に関する無料法律相談会を実施しています。 ※ 予約制 1人30分

- ・消費生活センター 毎月第2・4木曜日 13:00~17:00
福島市中町8-2 自治会館1階（お問い合わせ：024-521-0999）
- ・県中地方振興局 毎月第4木曜日 13:00~17:00
郡山市麓山一丁目1-1（お問い合わせ：024-935-1295）
- ・県南地方振興局 毎月第4木曜日 13:00~17:00
白河市昭和町269（お問い合わせ：0248-23-1548）
- ・会津地方振興局 毎月第4木曜日 13:00~17:00
会津若松市追手町7-5（お問い合わせ：0242-29-5295）

○福島県消費生活センター

所在地：福島市中町8-2
（自治会館1階）

【場所略図】

